

## 公立大学法人島根県立大学マスコットキャラクター使用取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人島根県立大学（以下「本学」という。）マスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (使用の条件)

第2条 営利を目的としないキャラクターの使用については原則として自由とする。ただし、その使用内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本学及びキャラクターの公共性、中立性またはその品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認めるとき。
- (2) キャラクターの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあると認めるとき。
- (3) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認めるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教法人を支持し又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他公立大学法人島根県立大学理事長（以下「理事長」という。）が使用について不適切であると認めるとき。

2 前項に基づく使用にあたっては、第3条第3号、第4号および第6号に掲げる事項を遵守しなければならない。

3 営利を目的としてキャラクターを使用する場合には、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

4 前項の承認を受けようとするときは、マスコットキャラクター使用承認申請書（様式第1号）に、必要な書類を添付して、理事長に提出しなければならない。

5 理事長は、前項の規定による申請を承認するときは、マスコットキャラクター使用（変更）承認書（様式第2号）により通知するものとする。

6 理事長は、第3項に規定する申請を承認することが不適切と認めるときは、マスコットキャラクター使用不承認書通知書（様式第3号）により通知するものとする。

### (使用上の遵守事項)

第3条 第2条第3項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、理事長の指示する条件に従うこと。
- (2) 使用者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。

- (3) 本学が特に認めた場合を除き、本学で定めた形、色等に沿って正しく使用すること。
- (4) 本学のキャラクターであることを明記すること。
- (5) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (6) 商標登録出願を行わないこと。

(承認内容の変更申請)

第4条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、マスコットキャラクター使用内容変更承認申請書（様式第4号）により申請し、理事長の承認を得なければならない。

- 2 理事長は、前項の規定による申請を承認するときは、第2条第5項の規定を準用するものとする。
- 3 理事長は、第1項に規定する変更申請を承認することが不適切と認めるときは、マスコットキャラクター使用内容変更不承認申請書通知（様式第5号）により通知するものとする。

(承認の取消し)

第5条 キャラクターの使用がこの要綱及び承認の内容に違反していると認められるときは、その承認を取り消すことができる。

- 2 理事長は、前項の規定により承認を取り消したときは、マスコットキャラクター使用承認取消通知書（様式第6号）により、通知するものとする。
- 3 前項の規定により承認を取り消されたときは、当該承認により作成された物品等をいかなる場合でも使用してはならない。
- 4 本学は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(使用料)

第6条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。